

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月6日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 株式会社DNAチップ研究所

【英訳名】 DNA Chip Research Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 的場 亮

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目1番地43

【電話番号】 045-500-5211

【事務連絡者氏名】 経理部長 合戸 誠

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目1番地43

【電話番号】 045-500-5211

【事務連絡者氏名】 経理部長 合戸 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第3四半期 累計期間	第16期 第3四半期 累計期間	第15期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	152,092	143,435	349,065
経常損失 (千円)	108,883	150,497	44,743
四半期(当期)純損失 (千円)	109,679	151,590	45,776
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	1,116,368	1,400,024	1,116,368
発行済株式総数 (株)	3,389,700	4,237,700	3,389,700
純資産額 (千円)	274,834	817,718	338,737
総資産額 (千円)	361,670	932,529	394,018
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	32.36	43.77	13.50
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	75.99	80.90	85.97

回次	第15期 第3四半期 会計期間	第16期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期 純損失金額 (円)	13.88	13.26

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第15期第3四半期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については1株当たり四半期(当期)純損失であり潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第16期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株主が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4 平成25年10月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。
5 平成26年12月8日付で848,000株の第三者割当増資を行っております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況といたしまして、平成18年3月期より、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

また、当第3四半期累計期間におきましても、営業損失131百万円、経常損失150百万円、四半期純損失151百万円をそれぞれ計上しております。

2 【経営上の重要な契約等】

(資本業務提携契約)

当社は、平成26年11月20日付の取締役会書面決議により、株式会社エンプラス（以下「エンプラス」といいます。）との間で資本業務提携契約の締結及び同社を割当先とした第三者割当による新株及び新株予約権の発行を行うことを決議しました。同日付でエンプラスと資本業務提携契約を締結し、平成26年12月8日付で同社からの払込みが完了しました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(1)資本業務提携の理由

当社が属しているライフサイエンス関連市場は、市場における競争の激化等を背景に、当社は、安定した収益基盤の構築を図るべく受託サービス事業における大口顧客の受注の確保に取り組んでまいりましたが、平成18年3月期より、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、次世代の成長のために必要となる積極的な投資を限定的にしか行うことができない状況が続いております。

かかる状況を打開するため、当社は、事業シナジーが得られる相手先との業務提携の可能性について模索してまいりました。また、主力の受託サービス事業については、競争の激化等により今後の売上の伸びが緩やかになることが予測されるため、もう1つの柱である診断サービス事業を戦略的事業と位置づけ、これを育てる必要があると考えております。診断サービス事業に対しては、これまでも投資を行ってまいりましたが、開発を加速化するためには、資本増強を行い、積極的かつ恒常的な投資を可能とするための資金確保を行うことが重要であると考え資本提携についても並行して検討してまいりました。当社は、両社の事業内容の補完性に注目し、共同事業についての協議を進めていたエンプラスと、資本業務提携の具体的な協議を進め、合意に至りました。

エンプラスは、主としてエンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造、加工並びに販売を主業としている専門メーカーであり、また、平成12年からはエンジニアリングプラスチック精密加工技術をバイオ分野に応用し積極的に設備投資・研究開発を進めるなど、「バイオ関連事業」を今後主要となる事業の一つとして位置づけております。当社は、エンプラスと資本業務提携の具体的な協議を進める中で、かかる事業内容・実績・知見に鑑み、同社との間で業務提携を行うことで、以下のシナジー効果を見込めることができると考えるに至りました。

業界ネットワークの補完

当社は、エンプラスが有する分析機器業界のネットワークを利用することによって、また、エンプラスは、当社が有する病院、大学・政府等の公的研究機関、製薬会社、食品会社、化粧品会社及び検査・診断会社などとのネットワークを利用することによって、それぞれライフサイエンスの中でも新分野領域への進出や新規顧客の獲得が可能となると考えられます。

技術の補完

当社が有するDNA、RNAを中心とする遺伝子解析技術と、エンプラスが有するエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させることにより、より低コストで高性能な次世代チップ、より高精度な遺伝子解析技術及び診断ツールの開発を行うことが可能となり、国内のみならず、グローバルでの販売展開を図ることができると考えられます。

グローバル展開

当社は、エンプラスが有する海外インフラのうち、同社の米国子会社については、当社との共同研究及びマーケティング拠点として、同社のアジア、ヨーロッパ子会社については、販売及びマーケティング拠点として活用することが可能となると考えております。同社の海外拠点を活用することにより、新規拠点開設等の初期コストを低減できるなどのメリットが生じるため、当社は、エンプラスと共にグローバル展開を図ることができます。

一方で、資本提携については、当社の株価や既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達する当社のニーズを充足し得る調達手法として、第三者割当の方法が当社のニーズを満たしていると考えに至りました。また、エンプラスの出資比率については、当社との間の連携を強化して上記シナジー効果を十分に享受し、成長投資への十分な原資を獲得するためには、役員の派遣を前提として、エンプラスが当社の関係会社となる程度まで出資を受けることが相当であると考えに至りました。

当社は、エンプラスからの資金調達によって次世代の成長に必要な積極的な投資を行うと同時に、連携を深め、当社における素材技術を活かした開発やインフラ利用によって、早期に事業のグローバル化を行い、当社の競争力及び収益の向上につなげていきたいと考えております。

(2)本提携の相手先の概要

- a. 商号 株式会社 エン プ ラ
ス
b. 代 表 者 横 田 大
輔
c. 所 在 地 埼 玉 県 川 口 市 並 木 二 丁 目 30 番 1
号
d. 事業内容 エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造、加工及び販売

(3)資本提携の内容

当社は、平成26年12月8日付の本第三者割当により、エンプラスに当社の普通株式848,000株（本第三者割当後及び本新株予約権行使前の発行済株式総数に対する割合20.01%、本第三者割当後及び本新株予約権行使後の発行済株式総数に対する割合16.66%）及び新株予約権8,520個（潜在株式数852,000株（本第三者割当後及び本新株予約権行使後の発行済株式総数に対する割合16.74%））を割当て、本第三者割当後及び本新株予約権行使前のエンプラスの当社に対する議決権所有割合は20.02%となりました。また、本第三者割当後及び本新株予約権行使後のエンプラスの当社に対する議決権所有割合は、33.41%となる予定です。

(4)業務提携の内容

業務提携の具体的な方針、内容は協議の上、推進してまいります。当社とエンプラスとの間で現時点において合意している業務提携の内容は以下のとおりです。

- バイオ事業における業界ネットワークの補完
- 新商品開発の強化
- 海外インフラの利用

(5)その他合意事項

当社とエンプラスは、エンプラスが、当社取締役候補者又は監査役候補者を指名することができる旨を合意しております。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間のわが国経済は、政府及び日銀による各種経済・金融政策の推進によって、輸出企業を中心に緩やかな回復基調で推移しました。一方、消費税引き上げに伴う個人消費の低迷が長引いていることや、円安による原材料や物価の上昇懸念、欧州・中国やその他新興国の経済動向など、依然として先行きが不透明な状況で推移しました。

このような状況下において当社は、目標を「研究開発から事業化への加速」と定め、研究受託事業の重点化とメニューの充実及び診断関連事業の強化を推進することにより、当事業年度末の営業損益の黒字化を目指しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の売上高は、143百万円（前年同四半期比94.3%）となりました。利益面では、営業損失131百万円（前年同四半期108百万円）、経常損失150百万円（前年同四半期108百万円）、第3四半期純損失151百万円（前年同四半期109百万円）となりました。

なお、第3四半期累計期間において、売上高は前年同四半期と比較して減少しておりますが、受注高は前年同四半期と比較して増加傾向で推移しております。

また、当社は、平成26年11月20日の取締役会書面決議により、株式会社エンプラスを割当先とする第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行が承認され、平成26年12月8日に払込みが完了しております。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

研究受託事業

研究受託事業におきましては、大学や研究機関、製薬・食品会社等を主要な顧客としてマイクロアレイ関連の解析や統計処理、カスタムチップの設計等を行っております。主要なサービスとして、受託サービスと診断サービスがあります。

・ 受託サービス

マイクロアレイを使用した受託解析サービスと次世代シーケンス解析サービスが主力のサービスであります。

マイクロアレイ受託解析サービスにおいては、製薬会社、食品会社等へ提案型営業を行うとともに、大学、研究所等の顧客に対しては、きめ細かなフォローを推進しております。次世代シーケンス解析サービスでは、お客様との対話を重視し、データ解析とサポートに力を注いでおります。

いずれのサービスにおきましても、他社との差別化を意識し、独自のアプリケーションの提供、新規サービスの充実を図るとともに、既存サービスのアップデートを含め、クオリティの高いサービスをお客様に提供すべく取り組んでおります。

・ 診断サービス

診断サービスにおきましては、「リウマチチェック」（関節リウマチの薬剤効果予測検査）の多剤効果予測検査サービス及び「免疫年齢」サービスの拡充、新規サービス「超高感度バリエーション検出サービス（仮称）」（肺がん患者を対象とした組織由来DNA変異検出）の開始に向けた準備を進めており、第4四半期会計期間内の開始を予定しております。

その結果、当第3四半期累計期間の売上高は134百万円（前年同四半期比91.2%）、セグメント損失は16百万円（前年同四半期は2百万円の損失）となりました。

商品販売事業

商品販売事業におきましては、DNAチップ解析を体験できるキットである「ハイブリ先生」を主に高校・大学に対して、iPad環境（その互換環境を含む）で稼働するソフトウェア・パッケージ製品「iRIS：関節リウマチ問診システム」を関節リウマチ診療を行う医療機関に対して、それぞれ受注拡大を推進しております。その結果、「ハイブリ先生」を56セット、「iRIS」を12セット受注いたしました。

また、DNA鑑定向けの硬組織（歯牙・骨）からのDNA抽出キットである「Tbone EX KIT」は、警察関連機関ならびに大学法医学教室を中心に29セット受注しており、更なる受注拡大を推進しております。

その結果、当第3四半期累計期間の売上高は、9百万円（前年同四半期比188.7%）、セグメント利益は3百万円（前年同四半期比163.5%）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期累計期間末における総資産は932百万円で、前事業年度末に比べ538百万円増加しております。主な要因は次のとおりであります。

(流動資産)

当第3四半期累計期間末における流動資産の残高は911百万円で、前事業年度末に比べ537百万円増加しております。

受取手形及び売掛金が61百万円減少した一方、新株の発行、新株予約権の発行等により現金及び預金が559百万円、仕掛品が36百万円それぞれ増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当第3四半期累計期間末における固定資産の残高は21百万円で、前事業年度末に比べ微増であります。

(流動負債)

当第3四半期累計期間末における流動負債の残高は111百万円で、前事業年度末に比べ58百万円増加しております。

流動負債の「その他」に含まれる前受金が58万円増加したことが主な要因であります。

(固定負債)

当第3四半期累計期間末における固定負債の残高は2百万円で、前事業年度末に比べ微増であります。

(純資産)

当第3四半期累計期間末における純資産の残高は817百万円で、前事業年度末に比べて478百万円増加しております。

四半期純損失により利益剰余金が151百万円減少した一方、新株発行により資本金が283百万円、資本剰余金が283百万円それぞれ増加したこと、また、新株予約権の発行により新株予約権が63百万円増加したことが主な要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は、16百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間における当社の研究開発活動の状況の重要な変更は、次のとおりです。

(研究受託事業)

診断サービスのリウマチ総合診断支援サービスの1つとして、「リウマチチェック」(関節リウマチの薬剤効果予測検査)を実施しておりますが、現在対象の薬剤がインフリキシマブ1剤であります。当該サービスの拡充を図るため、新規の薬剤を加えた多剤の薬剤効果予測検査の実施に向けた開発に注力しております。

(5) 従業員数

当第3四半期累計期間において、従業員数の重要な変動はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期累計期間における生産、受注及び販売の実績は、著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第3四半期累計期間において、主要な設備に重要な変動はありません。

(8) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

当社は、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、当第3四半期累計期間におきましても営業損失131百万円、経常損失150百万円、四半期純損失151百万円をそれぞれ計上しておりますが、これを改善し当事業年度の黒字化を図るために次のような取組みを継続しております。

なお当社は、事業の性質上、季節的変動があり、売上高が年度末（1月～3月期）に集中する傾向があります。

1 目標売上高の確保

当社は当期の売上目標を440百万円に設定し下記の取組を実施しております。

受託サービスの強化と及び大口顧客対応の充実

診断サービスの強化及び新規サービスの充実

受注及び売上進捗管理の徹底

2 コスト管理の徹底

相見積りや価格交渉の実施等により物品購入価格の引下げ努力を行うとともに、経費削減等コスト管理を徹底しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,080,000
計	10,080,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,237,700	4,237,700	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株で あります。
計	4,237,700	4,237,700		

- (注) 1. 平成26年8月1日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズから同取引所市場第二部へ市場変更されて
おります。
2. 平成26年12月8日を払込期日とする第三者割当による新株発行により、発行済株式総数が848,000株増加し
ております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年11月20日
新株予約権の数(個)	8,520
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	852,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1株当たり669円 (注)3・(注)4
新株予約権の行使期間	平成26年12月9日～平成31年12月8日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式852,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

- (2) 当社が(注)4に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\begin{aligned} & \text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額} \\ & \text{調整後割当株式数} = \end{aligned}$$

- 調整後行使価額
- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)4(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)4(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額の修正

(注)5(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

本要項において「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」に該当しないものとする。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{期発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \end{aligned}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)にかかわらず、上記(2)に定める調整後行使価額を初めて適用する日が（注）3に定める修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が当社が指定する口座に入金された日に効力が発生する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年12月8日	848,000	4,237,700	283,656	1,400,024	283,656	1,312,574

(注) 1. 平成26年12月8日を払込期日とする第三者割当による新株発行により、発行済株式総数が848,000株、資本金と資本準備金がそれぞれ283,656千円増加しております。

2. 割当先 株式会社エンプラス

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成26年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,388,800	33,888	
単元未満株式	普通株式 900		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,389,700		
総株主の議決権		33,888	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式が49株含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)

計					
---	--	--	--	--	--

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、清友監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	226,135	786,012
受取手形及び売掛金	119,274	57,451
商品	4,937	4,114
仕掛品	11,267	48,129
貯蔵品	4,445	2,680
その他	7,540	13,056
流動資産合計	373,601	911,445
固定資産		
有形固定資産	18,726	16,785
無形固定資産	1,484	4,092
投資その他の資産	206	206
固定資産合計	20,417	21,084
資産合計	394,018	932,529
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,866	23,475
その他	31,114	88,445
流動負債合計	52,981	111,920
固定負債		
引当金	2,300	2,889
固定負債合計	2,300	2,889
負債合計	55,281	114,810
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,116,368	1,400,024
資本剰余金	1,028,918	1,312,574
利益剰余金	1,806,549	1,958,139
自己株式	-	43
株主資本合計	338,737	754,415
新株予約権	-	63,303
純資産合計	338,737	817,718
負債純資産合計	394,018	932,529

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	152,092	143,435
売上原価	152,511	157,356
売上総損失()	419	13,920
販売費及び一般管理費	108,477	117,127
営業損失()	108,897	131,047
営業外収益		
受取利息	27	21
営業外収益合計	27	21
営業外費用		
株式交付費	-	7,655
新株予約権発行費	-	11,776
その他	12	39
営業外費用合計	12	19,471
経常損失()	108,883	150,497
特別損失		
その他	83	352
特別損失合計	83	352
税引前四半期純損失()	108,966	150,850
法人税、住民税及び事業税	712	740
法人税等合計	712	740
四半期純損失()	109,679	151,590

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

当社は、事業の性質上、売上高が年度末に向けて集中する傾向があるため、通常、第3四半期累計期間の売上高の事業年度に占める割合は低くなる傾向があり業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	6,500千円	7,476千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成26年12月8日付で、株式会社エンプラスから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金が283,656千円、資本準備金が283,656千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が1,400,024千円、資本剰余金が1,312,574千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	研究受託事業	商品販売事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	147,191	4,900	152,092
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	147,191	4,900	152,092
セグメント利益又は損失()	2,284	1,865	419

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	419
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	108,477
棚卸資産の調整額	
四半期損益計算書の営業損失()	108,897

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	研究受託事業	商品販売事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	134,186	9,249	143,435
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	134,186	9,249	143,435
セグメント利益又は損失()	16,969	3,049	13,920

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	13,920
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	117,127
棚卸資産の調整額	
四半期損益計算書の営業損失()	131,047

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(円)	32.36	43.77
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	109,679	151,590
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	109,679	151,590
普通株式の期中平均株式数(株)	3,389,700	3,463,680
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度から重要な変動があった者の概要	-	第1回新株予約権の個数 8,520個 第1回新株予約権の目的 となる株式数 普通株式 852,000株

(注) 1 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 平成25年10月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月5日

株式会社DNAチップ研究所
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 員 久

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和 田 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社DNAチップ研究所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社DNAチップ研究所の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。